皇室事項

行啓

皇后陛下は、三月二十九日午前九時五分御出門、そごう美術館において開催された「やさしくね、やさしくね、やさしいことはつよいのよ　―ねむの木の子どもたちとまど子美術展―」を御覧のため、神奈川県横浜市へ行啓、同十一時二十六分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を平成26年３月26日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 26 年４月３日

農林水産大臣　林　　芳正

第４の１の標題中「平成24会計年度」を「平成25会計年度」に改め、第４の１中「平成24会計年度」を「平成25会計年度」に、「平成24年７月に策定した」を「平成25年３月の」に改め、「全量」の次に「（ＳＢＳは６万トン）」を加える。

第４の２の標題中「平成25会計年度」を「平成26会計年度」に改め、第４の２中「平成25会計年度」を「平成26会計年度」に、「平成25年３月」を「平成26年３月」に改める。

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年４月３日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　監督命令をした年月日　平成26年３月11日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社近畿建築確認検査機構　大阪府大阪市中央区農人橋２丁目１番10号　代表取締役　中川　秀夫

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成26年４月10日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社近畿建築確認検査機構が行った、建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に適合しない（階段の部分について、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない）ことを見過ごしたことから、建築基準法施行令第112条第９項の規定に適合していない建築物の計画に対し確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年４月３日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　監督命令をした年月日　平成26年３月11日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社阪確サポート　兵庫県尼崎市七松町２丁目１番５号　代表取締役　堀口　禮司

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成26年４月10日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社阪確サポートが行った、建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、法に適合しない（本件建築物の高さ（8.107ｍ）が、都市計画で定められた第１種高度地区における高さの限度（隣地境界線までの真北方向の水平距離（５ｍ）に0.6を乗じて得たものに５ｍを加えたもの（８ｍ））を超えている）ことを見過ごしたことから、法第58条の規定に適合していない建築物の計画に対し確認済証を交付した。

法　　務

公証人任免

福岡法務局所属公証人上田寛夫は願により公証人を免ぜられた。（三月二十一日）

高知地方法務局所属公証人武田正彦は願により公証人を免ぜられた。

太田善康は公証人に任命され、高知地方法務局所属公証人武田正彦の後任を命ぜられた。（以上三月二十五日）

広島法務局所属公証人内藤紘二は願により公証人を免ぜられた。

天野登喜治は公証人に任命され、広島法務局所属公証人内藤紘二の後任を命ぜられた。（以上三月二十四日）

福岡法務局所属公証人難波尊廣は役場を設置すべき地を福岡県太宰府市に変更指定された。

東京法務局所属公証人中西武夫は願により公証人を免ぜられた。

浅香紀久雄は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中西武夫の後任を命ぜられた。（以上三月二十四日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

石川県河北郡内灘町緑台一丁目243番地**Ｓｋｙｐｏｗｅｒ合同会社**の高岡市五十里字板屋谷内45番地１スカイパワー高岡発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年４月３日

富山地方法務局高岡支局

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月３日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成26年３月11日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　東　　五雄　第7517号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止２月

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物の確認審査において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第９項の規定に適合しない（階段の部分について、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年４月３日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成26年３月11日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　祝　　邦臣　第6893号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止１月